

成長と賃金上昇の好循環に向けた 年収の壁、突破策

現在、扶養に入っているパート・アルバイトの方などが「年収の壁」を超えて希望通り働けるようになります。



「年収の壁・支援強化パッケージ」が2023年10月から始まりました！

106万円の壁

従業員101人以上の企業で働く
パート・アルバイトの方

106万円を超えると…

厚生年金・健康保険
への加入が必要

収入減

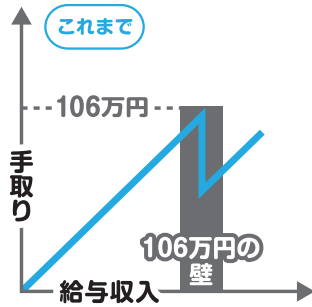


年収の壁で
手取りが
下がっちゃう

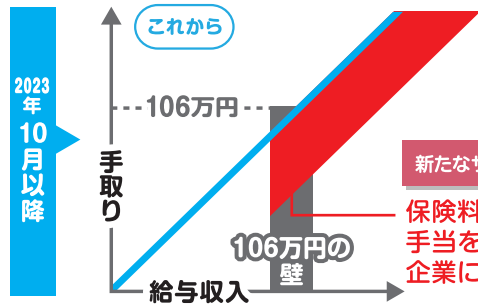
新たなサポート！

手取りを減らさない企業に1人あたり最大50万円を支援。

収入減を防ぎ、手取りが増やせます。



これまで 厚生年金・健康保険の保険料を払うと、手取り減。



新たなサポート！

保険料相当額の手当を支給した企業に助成

これから 厚生年金・健康保険の保険料を払っても手取りはそのまま上昇。

130万円の壁

従業員100人以下の企業で働く
パート・アルバイトの方

130万円を超えると…

国民年金・国民健康保険
への加入が必要

収入減



年収の壁がなかったら
もっと働いて
もらえるのに…

新たなサポート！

一時的に130万円を超えても被扶養者認定が可能。

収入減を防ぎ、手取りが増やせます。

※パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となります。

年収の壁とは…

会社員の配偶者などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、社会保険料を支払う必要が発生します。そのため、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える、それが「年収の壁」と言われるものです。

ご不明な点があるときは

「年収の壁突破・総合相談窓口」にご相談ください。

コールセンター

0120-030-045

受付時間：平日8:30～18:15
(土・日・祝日と年末年始を除く)



首相官邸HP
「年収の壁、突破へ」